

2020年度奨学生募集要項

公益財団法人 日本通運育英会

1. 奨学資金の目的

この奨学資金は学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的として貸与する。

2. 募集人員（学校教育法に定める以下の学校に在学する者）

- (1) 大学に在学する者（新1年生・新2年生に限る） 30名
- (2) 短期大学に在学する者 2名
- (3) 高等専門学校に在学する者 2名

合計34名

3. 奨学資金の種別

当財団の奨学資金は貸与形式（無利子）となっている。

※給付形式（もらつ）ではありませんので、返済義務があります。

4. 奨学資金の貸与月額と貸与期間

A. 貸与金額（月額）

区分	貸与金額（一律）
大学	30,000円
短期大学	20,000円
高等専門学校	15,000円

B. 貸与期間

奨学生が在学する、正規の標準修業年限とする。

5. 奨学資金貸与の方法

奨学資金は毎年4月（採用初年度のみ7月）および10月の年2回、各半年分を振込により貸与する。

6. 申請手続方法

奨学資金の貸与を希望する者は、以下の申請書類を整え、下記提出先あてに郵送（簡易書留、レターパック等利用）にて送付願います。

（注）奨学資金の貸与及び返済を行うのは学生・生徒本人となるので、申請書類の作成・準備等はよく両親と相談し、本人が行うように願います。

（提出先）

〒105-8322 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内
公益財団法人 日本通運育英会 事務局 宛
電話 03-6251-1482（直通）

A. 申請書類

(1) 奨学資金貸与申請書（様式第1号・本人写真貼付）※当財団HPよりダウンロード可能

（注）裏面の税込年収欄に、学生本人と生計を一にしている家族全員の税込年収を記入願います。（学生・未成年は除く）

(2) 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書（様式自由）※当財団HPにサンプル有り

（注）大学新1年生は出身高校の校長の推薦書、大学新2年生は大学の学長もしくは学部長の推薦書を取得してください。

(3) 直近の学業成績証明書

（注）大学新1年生は出身高校の成績証明書、大学新2年生は前年度までの成績証明書

(4) 在学証明書

(5) 父母の所得証明書（市区町村役所にて取得）各1通

課税・非課税証明書・所得証明書・住民税証明書等。

（注）収入と所得、控除の内訳と金額が省略されず記載されているもの。

母親が無収入、専業主婦の場合であっても提出してください。

給与と所得のみの場合は、源泉徴収票のコピーでも代用可。

※次の場合は、所得証明書に加えて、別途各証明書類も一緒に提出願います。

a. 給与と所得以外に営業・農業・不動産・配当・雑所得などがある場合

「確定申告書第1表・第2表」のコピー。確定申告をしていない場合は最新の「市民税（県民税）申告書」のコピー

b. 年金等を受給中の場合

「年金の源泉徴収票」コピーまたは最新の「年金振込通知書」コピー

c. 雇用保険受給中の場合

最新の「雇用保険受給資格者証」コピー（受給期間がわかるもの）

d. 傷病手当金を受給している場合（病気やけが等で休職している場合）

「保険給付金支給決定通知書」コピー

e. 生活保護世帯の場合

受給金額が明記された「生活保護受給証明書」コピー

※申請書類に不備があった場合は選考対象外となります。また申請書類は事由にかかわらず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※個人情報保護について

申請手続書類に記載されている個人情報は当財団が奨学資金業務にのみ利用します。

その他の目的には一切使用いたしません。

B. 申請期間

4月30日（木）

2020年4月1日（水）から4月20日（月）まで（消印有効）

（注）取得証明書の発行日より期限に間に合わない場合は、事前に事務局に連絡すること。

7. 奨学生の決定

奨学生の採用決定は、当財団の選考基準に基づき選考委員会が選考し、理事長が決定する。

（6月上旬に各自に決定通知を郵送予定）

8. 採用決定後の留意事項

A. 貸与形式であるため、決定者は原則としてご両親のいずれかから連帯保証人1名を選定いただくとともに、本人と連名で奨学資金借用証書を作成し提出いただくこととなります。

B. その他提出書類 住民票本通、連帯保証人印鑑登録証

9. 奨学資金の返済について

奨学生は、卒業後6ヶ月を据置き、貸与期間の2倍の期間以内（返済期間の短縮可）に均等割をもって貸与を受けた奨学資金を返済する。（返済は原則毎年2回、6月・12月）

10. 奨学生の義務

A. 奨学生として採用された場合には、当財団の定める奨学規程を遵守し勉学に邁進するとともに、当財団及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこととする。

B. 貸与期間中は毎年4月25日迄に前年度の学業成績証明書を当財団に送付すること。

11. 貸与の停止

奨学生が退学、休学、転学するとき、上記Bの学業成績証明書を提出しないとき、学業成績または品行が不良のとき、その他当財団の奨学生として不適当と認められるときは、貸与を停止する。

12. 他の奨学金制度との併用

併用可能とする

以上

公益財団法人 日本通運育英会奨学規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の貸与およびその手続等について定める。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会の奨学生は、学校教育法による大学、短期大学および高等専門学校に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら、学資の支弁が困難と認められた者とする。

(貸与金額)

第 3 条 本会は奨学生に対し、つぎの区分による金額を貸与する。

(月額)

区分	貸付額	貸与金額 (一律)
大 学		30,000円
短 期 大 学		20,000円
高等専門学校		15,000円

(奨学資金の利息)

第 4 条 奨学資金は無利子とする。

(貸与期間)

第 5 条 奨学資金を貸与する期間は、奨学生が在学する正規の最短修業期間とする。

(貸与の申請)

第 6 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、その年の4月20日までに、奨学資金貸与申請書（様式第1号：本人写真貼付）につぎの書類を添付して本会に申請しなければならない。

- (1) 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書
- (2) 直近の学業成績証明書

(3) 在学証明書

(4) 扶養者（父母等）の所得証明書（源泉徴収票または納税証明書）

(奨学生の決定)

第 7 条 本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

(奨学資金の貸与)

第 8 条 本会は毎年4月および10月の2回に各半年分の奨学資金を奨学生に貸与する。ただし、採用初年度は7月および10月とする。

(借用証書等の提出)

第 9 条 奨学生採用の決定通知を受けた者は、連帯保証人と連署のうえ、別に定める期日までにつぎの書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学資金借用証書（様式第2号）
- (2) 住民票（抄本）
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書

2. 連帯保証人は原則として奨学生本人の父母のいずれかとし、父母ともに不在の場合は親族の中から1名を選定するものとする。

本会が連帯保証人の差換、追加を求めた場合は遅滞なく履行しなければならない。

(届出および報告)

第 10 条 奨学生は、在学中または卒業後つぎの各号の一に該当する事実が発生したときは、連帯保証人と連署のうえ直ちに本会に届け出なければならない。

- (1) 奨学生が、休学、復学、転学または退学するとき
- (2) 奨学生本人または連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に変更があったとき（様式第3号）
- (3) 奨学生は、前年度の学業成績証明書を毎年4月25日までに本会に提出しなければならない。

(奨学資金の辞退)

第 11 条 奨学生は、貸与期間中であっても、本会に申請し、いつでも奨学資金の貸与を辞退することができる。

(奨学資金貸与の停止および復活または継続)

第 12 条 本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の貸与を停止する。

- (1) 退学したとき
- (2) 学業成績または品行が不良と認められるとき
- (3) 休学したとき
- (4) 転学したとき
- (5) 学業成績証明書が提出されないとき
- (6) その他、奨学生として不適当であると認められるとき

2. 休学していた者が復学したときは、審査のうえ奨学資金の貸与を復活することがある。

補 則 転学したときは、再選考のうえ、奨学資金の貸与を継続することがある。

(奨学資金の返済)

第 13 条 奨学生は、奨学資金を卒業後 6 ヶ月据置き、貸与期間の 2 倍の期間内に原則として均等割をもって、本会に返済しなければならない。ただし、休学による貸与停止期間は、貸与期間に含めない。

2. 前項の規定による返済は、半年毎の年 2 回払いとし、預金口座振替を利用の場合は、毎年 7 月と 1 月、銀行振込を利用の場合は、毎年 6 月および 12 月に奨学生本人の責任により行うものとする。

3. 第 12 条の規定により奨学資金の貸与を停止されたとき、または貸与を辞退したときは、その翌月から貸与を受けた期間に相当する期間内に、原則として均等割をもって返済しなければならない。

4. 奨学資金はいつでも期間を繰り上げて返済することができる。

(債務の弁済の責任)

第 14 条 奨学生本人または連帯保証人が、6 ヶ月以上返済を延滞し、本会の指定した日までに、当該返済金の返済を行わないときは、民事訴訟法および民事執行法の定める請求手続きを行なうことがある。

(延滞利息)

第 15 条 本会は、奨学資金の返済を延滞したときは、延滞期間が 6 ヶ月を超えるごと

に、6 ヶ月について延滞額の 7 % 相当額の利息を徴収する。

(返済の猶予)

第 16 条 第 14 条および前条の規定にかかわらず、奨学生本人が奨学資金の返済猶予を申請し、本会がとくに相当の理由があると認めたときは、奨学資金の返済を猶予し、もしくは延滞利息を徴収しないことがある。

(返済の免除)

第 17 条 奨学生本人が死亡し返済が出来なくなったとき、精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失したとき、あるいは本会がとくに相当の理由があると認めたときは、奨学資金の返済の全部または一部を免除することがある。

(規定の細目)

第 18 条 この規定について必要な細目は別に定める。

(規定の改廃)

第 19 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 平成 25 年 4 月 1 日、公益財団法人への移行に伴い、関係する項目を変更した。
2. 平成 29 年 3 月 28 日申請条件および貸与金額、その他関連する文言を改定した。

(様式第1号)

本人写真貼付
6カ月以内に撮影
正面無帽無背景
縦40mm×横30mm

奨学資金貸与申請書

日本通運育英会理事長 殿

年 月 日

本人氏名 印

貴会の奨学生としてご採用いただきたく、お願いいたします。奨学生としてご採用のうえは、貴会奨学規程に従い奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返済についても誠実にその義務を履行いたします。

なお下記記載内容のとおり相違ありません。

(黒インク・楷書・算用数字・西暦で記入)

本 人	フリガナ 氏 名			男 女
	生年月日	年	月	日 生 (才)
人	フリガナ 現住所	(〒 -) 本人携帯TEL() -		
		自宅. 自宅外(学生寮. 民間アパート等. 親戚・知人宅). その他		
就 学 校	大学 学 部 学 科 第 学年 課程 昼 夜	入学		年 4 月
		卒業予定		年 3 月
校	フリガナ 所在地	(〒 -) TEL.		
奨学資金 月額		円	貸与期間	年 4 月 ~ 年 3 月

※ 裏面にも記載事項があります。

